

第2回 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会

平成16年6月3日  
午後2時00分開議  
六郷町民会館大ホール

第 1 開会

第 2 会長あいさつ

第 3 議事

(1) 報告事項

報告第 7号 専門部会と分科会の役員について

報告第 8号 合併協議会だより「はばたき」の発行について

(2) 協議事項

協議第 6号 合併協定項目(案)について

協議第 7号 事務事業の調整方針(案)について

協議第 8号 小委員会への付託事項及び委員の指名について

協議第 9号 合併の方式について

協議第10号 合併の期日について

(3) その他

第 9 閉会

開会 午後 2時00分

司会（原川事務局長）

定刻になりましたが、本日は会議に先立ちまして、六郷町内の現地調査を行いたいと思います。  
このあと、バスにご乗車いただき、4カ所の現地視察を行いたいと思います。  
よろしくをお願いします。

現地視察

六郷の里（つむぎの湯、いきいきセンター）  
宮原地内宇野尾トンネル付近  
甲斐岩間駅周辺  
富士見公園

再開 午後 3時03分

司会（原川事務局長）

委員の皆さんには現地視察、大変ご苦労さまでございました。

ただ今から、第2回三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会を始めさせていただきますが、  
本日、三珠町の村松委員、六郷町の村山委員から欠席の通告をいただいておりますので、ご報告を  
いたします。

それでは始めに、開会の言葉を当協議会副会長であります、遠藤六郷町長から申し上げます。

遠藤六郷町長

こんにちは。

ご苦労さまでございます。

梅雨に先立ちまして、さっぱりしない天候が続いておりますが、今日は大変お暑い中を、またお  
忙しいにもかかわらず、大勢の皆さんのご参加をいただきまして、第2回目の合併協議会が開か  
れることになりました。心より、御礼を申し上げたいと思います。

ただ今、開会に先立ちまして、六郷の町内を見ていただいたわけですが、非常に狭い六  
郷町でございますので、約1時間の行程ではございましたけれども、大体、半分まではいきません  
が、4割くらいは回ったような、そんなふうな勘定になります。

あと、この市川大門寄りに落居という地域があるのですが、大体4割くらいだろうかというふ  
うに思っております。これで六郷町の全面積ということになります。

今日は、この合併協議会が六郷町で開かれることになったのですが、これは先日、5月13日に  
開催いたしました、合併の調整会議の席上、今まで市川大門町ですっと開かれていたのですが、一  
度、持ち回りで六郷町、三珠町、あるいは市川大門町と順番に開いていこうではないかというふう  
な提案がありまして、第1回目として六郷町で開催をさせていただくことになりました。

大変、皆さんのご出席に感謝を申し上げたいと思います。

今日は、いくつかの議題が用意されておりますので、このあとの会議につきましても、ご協力を  
お願いいたしたいと、こんなふうに思っております。

簡単ですが、開会の言葉とさせていただきます。ご苦労さまでございます。

司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

続きまして、会長であります三珠町の水上町長がごあいさつ申し上げます。

水上三珠町長

皆さん、こんにちは。

大変、お忙しいところ、大勢のご参加をいただきまして、第2回の合併協議会ができますことを、まずもって厚く御礼申し上げます。

会議に先立ちまして、タウンウォッチングというような、ハイカラな言葉で案内されましたが、案外、近くにいながら、町内のことはもちろんのこと、六郷町は我々には遠いところでございますし、六郷の人たちにとっても、三珠町などはあまり来たことのない場所が、かなりあるかと思えます。

そんなことも勉強しながら、第2回を開催したわけでございますが、三珠町にはお文殊さんがありまして、これは三珠町の格言ではございませんが、「三人寄れば文殊の知恵」というようなことわざがございます。それを借りて言うならば、「三町寄れば文殊の知恵」でございますか、ぜひ3町で町内をいろいろ勉強しながら、新しいまちづくりを、どうしたらいいかということの研究して、そして素晴らしい合併に到達したいと、こんなふうな気持ちでいっぱいでございます。

任意の合併協議会を立ち上げましてから、早くも2カ月経ちます。その間、事務局サイドでいろいろな項目につきまして洗い出しをいたしまして、すり合わせをしてくれているところでございます。

毎回言いますが、忍耐と譲歩ということで話し合いながら、いい合併に進みたいと思いますが、その2カ月間の経緯等を事務局から報告を受け、さらにどういう方向に進んでいくのか、いつ法定の協議会に切り替えるのか、こういうことをだんだん詰めていって、所期の目的を達成したいと思えます。

忌憚のないご意見を賜りまして、今日の会議が本当に実りある会議になるよう、ご祈念申し上げて、開会のあいさつといたします。

どうも、ご苦労さまでございます。

司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

ここで、ご来賓の方々のご紹介をさせていただきます。

峡南地域振興局 小泉部長様、山梨県総務部 高橋主幹様、同じく市町村課 中嶋主任様、同じく小林主事様、峡南地域振興局 佐野副主査様、以上でございます。

それでは早速、会議に入りたいと思います。

なお、本日の協議会には委員24名のうち、22名の委員の出席をいただいておりますので、規約第6条第2項の規定によって、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会議の議長には、協議会規約第6条第3項の規定によって、会長が務めることとなっておりますので、水上会長にお願いしたいと思います。

なお、ご質問、ご意見でご発言される委員さんにつきましては、会議録作成上、所属と氏名をお願いいたします。

それでは、水上会長よろしくお願いいたします。

議長（水上三珠町長）

それでは早速、会議に入ります。

次第に従いまして、進めさせていただきます。

次第3の議事に入りますが、暫時、議長をさせていただきますが、ご協力のほどをお願いいたします。

まずは、報告事項からお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局（菊島次長）

事務局の菊島でございます。

報告事項第7号の専門部会と分科会の役員につきまして、ご報告いたします。

資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

当協議会の専門部会規定第3条に基づきまして、事務事業ごとに4つの専門部会を設けることとしております。専門部会につきましては、それぞれの主管課の課長さん、または相当職で構成いたしまして、総務企画部会がそこにありますように11名、それから民生部会が9名、建設産業部会が10名、教育部会が3名ということで、延べではありますが、計33名で構成をいたしております。正副部会長につきましては、名簿のとおりでございます。

それから2ページになりますが、分科会でございます。

分科会につきましては、21の分科会を設置いたしまして、事務事業の一元化の作業に取り組んでいるところでございます。分科会委員も延べではありますけれども、92名の担当係長、また事業によりましては所長さん、局長さんにも加わっていただいているところであります。正副分科会長は、名簿のとおりでございます。

4月7日の第1回任意合併協議会の設立総会から、早い分科会では4月19日には、第1回の分科会を開催したところでございます。昨日までで延べ76回の分科会を開催しております。

今後は順次、専門部会に作業が進んでくるわけでありまして、早いところでは6月中には、第1回目の専門部会が開催できるものと思っております。

報告事項7号については、以上でございます。

議長（水上三珠町長）

ありがとうございました。

これにつきまして、ご意見ございますでしょうか。

（異議なしの声）

では、ご承認いただきたいと思います。

次に、報告事項第8号の説明をお願いしたいと思います。

事務局（菊島次長）

それでは、報告事項第8号でございますが、合併協議会だより「はばたき」の発刊につきまして、ご報告をいたします。

お手元に「はばたき」という、協議会だよりがお配りしてありますが、ご覧いただきたいと思っております。

これは5月15日付で合併協議会だよりといたしまして、題名「はばたき」という命名をいたしました。創刊号ということで発行いたしました。3町とも配布がなされましたので、委員の皆様もご自宅等でご覧いただいていることと思っております。今回の創刊号は、部数6,500部印刷いたしまして、3町のご協力をいただきまして、全世帯に配布したところでございます。

内容につきましては、第1回の設立総会の模様を中心に編集いたしまして、そのほかに事務局の開設、それから分科会の開会などについても、掲載をいたしましたところでございます。

今後、第2号につきましては、本日の協議内容などを中心としたものとなりますが、併せて町民の皆さんからのご意見なども、積極的に取り上げていきたいと考えているところでございます。

それから、広報事業のもう1つの柱ということで、設立総会のときの予算の中にホームページということで、お話をした経過がございますが、このホームページにつきましても、現在、全体の意匠とか、それから表紙のデザインなどにつきまして、事務局で検討しているところでございますが、おおむ

ね作業的に、あと1カ月半くらいかかるようですが、7月の半ばにはホームページのほうも公開できると思いますので、その節には大いにご利用いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

ご苦労さまです。

今、事務局から第8号の報告がありました。この「はばたき」は、すでに3町全戸へ配布されたと思います。それらの声を聞きながらの、ご意見等を承りたいと思いますが、どなたかご意見ございますか。

格別、ございませんか。

（なし）

ということで、引き続いて第2号を発行する予定でございますから、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、協議の第6号 合併協定項目についてに入りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（菊島次長）

合併協定項目（案）につきまして、ご説明いたします。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

協議第6号 合併協定項目（案）でございますが、合併協議会の大きな役割の1つに、合併に関する各種協議と、協議した内容を合併協定書という形で、おおむね20から30個の合併協定項目としてまとめ上げ、関係町へ提示する必要があります。

今後、専門部会あるいは分科会から協議会へ項目が挙がってきて、協議会の場で論議していただく項目には、どのような項目があるかということ、協議会の場であらかじめ、ある程度の項目を決めておくことは、今後、協議会の活動を円滑に進めていくためにも、また住民の皆さんに合併協議の進捗状況をお知らせするためにも、大変、重要なことと考えております。

そこで、本日は3町の事務事業の実態を勘案するとともに、先進事例などを参考にして、資料3ページから9ページのとおり、協定項目を提案させていただくこととしております。

まず、3ページでございますが、1番から5番までの基本的な協定項目があります。中でも、合併の方式、それから期日、新町の名称、事務所の位置は基本4項目と言われているところであります。これに、財産債務の取扱いを含めまして、この5項目は最も重要であり、それだけに難しい項目であるとされております。

また、合併特例法に規定されている協定、協議項目といたしまして6番、地域審議会の取扱いから10番、一般職の取扱い、4ページになりますが、それからその次の番号は25番となっておりますが、新町建設計画までの協定項目があります。

それから、6番の地域審議会につきましては、合併後の期間を定めて、旧町の区域ごとに新町長の諮問に応じたり、町長に意見を述べたりする地域審議会を置くか否かについて、合併前の協議会の場で協議して決めることとなります。

また7番の、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、現在の各町の議員は合併時には原則、身分を失うわけでありすけれども、合併特例法で一定期間、定数特例、あるいは在任特例などが認められていますので、そうしたことを協議することとなります。

また4ページ、最後の25番の新町建設計画につきましても、新町のマスタープランとしての役割を果たすもので、この建設計画に載った事業について、国の財政支援措置が講じられるなど、大

変、重要な項目となっております。

資料の5ページになりますけれども、その他必要な項目ということで11番、財産区及び財産管理会の取扱いから24番、6ページのほうになります。24番の各種事務事業の取扱いまで、協議項目は16項目があります。

5ページに戻っていただきまして、13番の行政組織の取扱いなどは、新設合併の場合には、旧町は消滅することになりますので、これらすべて新しく決めなおすことになります。

それから16番の公共的団体や、6ページの18番、各種団体への補助金の取扱いにつきましては、合併後、新町としての一体性の速やかな確立のため、統合整備を図ったり、補助金の必要性などを検討することになります。

また17番の字の区域及び名称、それから21番の観光の取扱いなどにつきましては、地域の歴史・文化・伝統などと結びつきが強い項目でありますので、十分な協議が必要となっております。

さらに24番の各種事務事業の取扱いにつきましては、1番の指定金融機関から最後の29ページになりますが、29番の社会体育関係まで細分化しております。細分化した項目まで合計いたしますと、24項目プラス各種事務事業が29項目ありますので、協議項目といたしましては53項目を数えることとなります。

ただし、9ページの下の注意書きにありますように、今後の合併協議の中で、さらに追加、あるいは削除される項目も出てくる可能性がありますので、最終的な協定項目の決定ということではなく、今後の協議の目安として、協定項目を本日、決めていただきたいと思います。

なお、これらの事務事業についての協議日程と言いますか、今後の協議の見込みにつきましては、専門部会、分科会では協議項目となるものを優先して、ただ今、協議しておりますが、調整原案の作成作業が今のところ、7月あるいは8月くらいかかる場所もありますので、調整原案が整った項目から、順次、小委員会を経て協議会へ挙げていくというふうに考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

議長（水上三珠町長）

事務局にお伺いしますが、この基本的な協定項目1から、ずっと一つひとつ今日、1つの結論を出していくということですか。

事務局（菊島次長）

本日は、事前に委員の皆様方にも資料をお配りして、見ていただいていると思いますので、こういった項目のほかに何か不足があるか、あるいは不要なものがあるかというような中で、全体的に見ていただいて、検討いただきたいということでございますが、よろしくお願いたします。

議長（水上三珠町長）

それでは、基本的な協定項目について、一つひとつ皆さんのご意見をお伺いしていくということですね。

今、いろいろな協定項目の説明がございましたが、これについて皆さんのご意見をお伺いして、事務局でさらに練って、最終的な方法へ絞っていくと思いますが、何かご意見を伺いたいと思いますが。

立川さん。

市川大門町委員（立川貴委員）

市川大門町の立川ですが、合併協定項目の中に、新町の存立にかかる項目として、条例とか規則、要綱の取扱いがないので、入れておくべきではないかと思うわけでございます。

なお、ナンバー15の合併協定項目一覧表が載っておりますが、記載が羅列的でありますので、

見やすいように、やはり総務・企画・議会・産業経済・建設・民生・教育というように、見出しを付けたほうが、やはりいいのではないかと思います。これは文書上の問題ですが、以上です。

事務局（菊島次長）

それでは、最初のほうのご質問につきまして、お答えします。

確かに条例規則などを入れている例はございます。それから先進で特に多いのは、私の記憶の中では、県内では北杜市は89項目というくらい、合併協定の中に多くの項目を作っております。

ただし、私どものほうも条例規則等も、最初は項目に挙げたのですが、事務局の中、あるいは分科会等で検討する中で、条例規則は当然に旧町の条例規則は廃止になります。これから協議いただく事業について、条例規則は新町のものをつくる必要がある、また、つくる場合、新町の誕生と同時に施行するとか、誕生後、速やかに施行するとか、条例規則等はそんな形で、すべての項目にわたってつくられるもの、当然のものとして今回、協定項目の中からは外したという経過がございます。

議長（水上三珠町長）

今、事務局から説明がありました、この最初の9ページまでについての質疑をしていきたいと思いますが、またあとでお願いしたいと思います。

いいですか。

ほかにどなたか協定項目につきまして、ご意見ありますか。

なければ一応、追加はあとで追加するということにして、合併協定の項目の案については、ご承認をいただくという方向でいいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

協議第7号 事務事業の調整方針について案がございますから、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（菊島次長）

それでは、説明させていただきます。

資料の10ページとなりますが、お願いいたします。

事務事業の調整方針（案）ですけれども、協議会等で合併協定項目を協議するにも、基本的な協議原則とか、調整方針等あらかじめ決めておくことが必要となります。

そこで第1番にありますような、合併協定項目の協議原則、これは一般的に言われているものですが、一体性確保の原則、それから住民福祉向上の原則、負担公平の原則、それから健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則、こうした6つの原則に則って協議を行っていくこととしたいと思っております。

また2番の、事務事業の調整方針といたしましては、1番下となりますが、具体的な調整方針の欄がございます。

合併により住民生活が向上とすることを原則とする。

具体的な手数料、使用料等、住民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。

手当、事業等、住民が受けるサービスについては、一元化を図るとともに、その向上に努めるものとする。

こうした3つの調整方針で、協議を行っていくこととしたいと思っております。

さらに11ページとなりますけれども、事務事業の調整の基本的区分となっております。これに

つきましては、3町で今、行っているすべての事務事業の調整、すり合わせの基本的区分として、そこにありますように、大きく3つの区分、現行どおり、それから一元化、廃止という、大きく分けて3つですが、その中でも一元化の中では、合併時に一元化を図るもの、合併後に一元化を図るものというふうなものになります。

こんなふうな形で、調整していくことといたしたいと思います。

今のところ、本当に細かいものから数えますと、500から600前後の項目を数えることとなりますが、事務事業すべてがこの区分のいずれかに該当するということになってまいります。

以上のように、協議原則等に則って、今後、分科会、専門部会、それからこれから協議いただきます小委員会、協議会それぞれの場で事務事業の検討を行っていくこととしたいと考えております。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

事務事業の調整方針の案が今、説明されましたが、これについて何か質問ございますか。

（なし）

ないようですから、こういう方針で事務事業を調整していきたいと思いますが、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

次に協議第8号 小委員会の付託事項及び委員の指名についてを議題にしたいと思います。

説明をお願いします。

事務局（菊島次長）

それでは、資料の12ページから14ページということになりますが、まず12ページをお開きいただきたいと思います。

協議第8号 小委員会への付託事項及び委員の指名ということで、ご説明をさせていただきます。

協議会規約および小委員会規定に基づきまして、今回3つの小委員会を置くこと、それから委員さんにつきましては、12ページから14ページの名簿をつくらせていただきましたが、これは会長から指名ということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、役職の欄には 印が委員長さん、それから が副委員長さんとして、印を付けさせていただきますが、時間的な関係から過日、行われました調整会議、あるいは会長からのご指名ということで、併せてご了解をいただきたいと思います。

また、それぞれの小委員会では、どのような事務を取り扱うのかということですが、名簿の下のほうに、小委員会ごとに所掌事務をまとめてございます。それが協議会からの付託事項（案）ということになりますので、本日の協議会の場で付託事項の承認をお願いいたしたいと思います。

今後、分科会、それから専門部会での事務のすり合わせが整ったものから、順次、小委員会へ挙げて、審議をしていただくこととなります。

したがって、この区分は専門部会、分科会の所掌事務とも整合がとれております。先ほど、立川委員さんのほうからお話がありました、15ページ、16ページはこの項目ごとに所掌する分科会をお示しするというので、それぞれこの所掌事務の順番で15ページをつくってございますので、立川さんが言われたように、本当は分科会の括りでつくったものがよろしかったかとも思いますけれども、この12ページからの資料の添付資料という形で、ご理解をいただきたいと思います。

それから17ページは、分科会と専門部会の系統を体系図として整理してありますので、これも参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

ありがとうございます。

それでは今、事務局から説明されました小委員会での付託の事項、また委員の指名につきましては、原案が説明されたわけですが、何かこれにつきまして、ご質問ございますか。

（ な し ）

では、そういうことで、こういう方法でもって、500とも600とも言われる項目を分けまして、深くすり合わせをお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、協議第9号の合併の方式についてを、ご協議いただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局（菊島次長）

それでは、協議第9号の合併の方式になります前に、大変、申し訳ありません、資料の訂正を2カ所ばかりさせていただきたいと思えます。

まず5ページですけれども、5ページの15番になります。

一部事務組合の取扱いという欄になっていると思えますが、その欄の1番右側の欄、説明の欄ですが、その3行目、「契約変更」と入っていると思えますが、これが「契約」ではなく「規約」の変更になります。一部事務組合の規約を変更する必要があるということで、申し訳ありません、規約という形で、訂正をいただきたいと思います。

それから、もう1つありますが、20ページとなります。20ページの大きい表になりますが、枠としては1番上の枠になりますが、農業委員会の委員さんの身分ということで、1番上に枠がありますが、「原則」と「特例」という形で2つに割ってあると思えますが、その特例の欄の左側になりますが、新設合併の場合の説明のうち、文末、文の1番最後は「在任する」と切っておりますが、これは「在任することができる」という言葉を入れていただきたいと思います。

以上2カ所、誤植、あるいは欠落がありましたので、申し訳ございませんでした。

よろしくをお願いします。

議長（水上三珠町長）

今の訂正のほうをお願いいたします。

事務局（長澤局員）

協議第9号と10号を説明させていただきます。

事務局の長澤です。よろしく願いいたします。

まず、19ページをお開きください。

協定項目の1番目の合併の方式について、ご説明いたします。

調整方針は三珠町・市川大門町・六郷町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する、新設合併とすることといたします。

合併には方式といたしまして、新設合併と編入合併の2通りがあります。合併の図式というところを、ちょっと見ていただきたいと思います。まず左側です。

A市とB町が合併をいたしまして、C市をつくるというような図式ですけれども、A市、B町は新設合併においては、合併と同時に廃止されます。それからC市が誕生するということになります。市町村の数でいきますとA市、B町、1市、1町ですから、誕生したのが1市ということで、1つ市町村の数が減ることになります。

それから、右側の編入合併ですけれども、A市とB町が合併をするということです。その場合にA市はそのまま存続しますが、B町は合併と同時に廃止されます。最終的にA市ということ

で残るわけですが、B町がなくなりますので、これも1つ市町村の数が減ることになります。

それから、もう1つのケースとして、上九一色村の合併のケースがございます。今、住民意向調査を実施していると思いますが、全村合併か分村合併かということがございます。分村合併とした場合には、北部と南部というような言い方をしておりますけれども、その2つが同じ日に、同日合併をしないと合併にはならない。北部地域が早く合併したとすると、南が残りますので、境界の変更という形になります。ですから南部、北部が同日に合併しないと数が減りませんので、境界変更という形になります。

それで、調整方針が新設合併という調整方針を出しましたので、左側の新設合併という欄について、説明をさせていただきます。

合併の定義といたしましては、合併とは2つ以上の市町村の区域の全部、もしくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの、先ほど説明いたしましたように、1つ数が減っているということで、合併ということになります。そして全く新しいものが生まれるということになりますと、新設合併ということになります。

自治体の法人格といたしまして、合併関係市町村の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生するというので、C市が誕生したということになります。

それから、現市町村長の身分ということですが、合併関係市町村、この場合には3町ですが、3町の長は合併と同時にその身分を失うことになります。また、公職選挙法においては、新しい市町村の設置の日から、50日以内に設置選挙を行うものとされております。

特別職ですが、合併関係市町村の助役及び収入役等の特別職は、合併と同時にその身分を失うことになります。

次に、一般職の職員の身分に移ります。一般職の職員は、合併と同時にその身分を失うことになりますが、合併特例法に基づき、引き続き合併後の市町村の職員として、身分を保有することになります。これは協議会での協議が必要ということです。

それから条例規則等です。これは、合併の町村、法人格がなくなりますので、条例規則等はすべて失効する形になります。新たに制定すると、この条例規則等については、分科会で職員が新しいものをつくるということにしております。

次に、議会の議員の身分ということで、法人格が失われますので、議員の身分も失われることになります。これは原則ということです。議員さんについては、3つの選択があるということです。特例法を適用するのかわからないのか。特例法を適用する場合に、定数特例を使うのか、在任特例を使うのかと、このような選択がございます。

それから農業委員会の委員の身分ということですが、やはり合併によりすべて失職することになります。ただ、特例も使うことができるということになります。

先進地事例ということで、そこに最新の情報を載せてあります。右側においては、県内の事例ということで、網掛けの部分がこれから合併が予定される場所です。白抜きのところは、すでに合併したということです。

よろしくお願いたします。

議長（水上三珠町長）

今、合併の方式について事務局から説明がございましたが、改めてお伺いしたいと思います。何かこれについて質問ございますか。

市川大門町委員（立川貴委員）

先ほど、会長さんのあいさつの中で、忌憚のない意見を出してほしいと言われておりますので、私も一つ考えるところがありますので、ご意見を申し上げたいと思います。

内容的には、議会の議員の身分の問題でございますが、今後、議会の議員の定数と、任期の取扱いに関しては、総務・企画・小委員会で協議、検討されて具体化されることと思いますが、私の意見としましては、平成16年度の3町の予算を見ても、歳入面においては地方交付税、臨時財政対策費などが減額された影響や、歳出面においては公債費の負担率の比率が、三珠町が16.5%、市川大門町が16.9%、六郷町が17.04%となっております、財政の健全化を示す、指標15%未満を超えておる状況であります。

かかる観点の中で、これまで三珠町や市川大門町をはじめとしまして、町長さんや収入役さんの給料とか管理職手当、さらに議員と各種行政員の報酬の削減を図り、今日まで努力されてきましたが、財源不足のために町の貯金である基金を取り崩し、予算編成にあたっている現状であります。

このような厳しい財政状況の中で、合併の目的の大きな柱は行政の効率化、いわゆるスリム化でございまして、財政基盤の強化が何よりも大切であるのではないかと思います。

そこで、私の意見として次の件について、提言したいと思います。

1つ目は、今年、合併が予定されている笛吹市のように、特例適用は返上して、地方自治法で定められている、人口1万人以上2万人未満の議員定数上限が、3町合わせれば22人以内になるわけでございますが、合併後50日以内に実施される町長選と同時に、町議会選挙を同時に行えば、選挙運営費や人件費などの歳出の削減という、大きなメリットがあり、すっきりした新体制でスタートできるのではないかと思います。

2つ目は、今年、合併が予定されている北杜市や、東山梨地域6町村のように、定数特例を活用して、4年任期の小選挙区制を実施したらどうか。具体的には、現在の議員定数が三珠町が14人、市川大門町が18人、六郷町が12人、トータルで44人になります。44人から私の意見としては15人削減して29人としまして、小選挙区の数として現在の議員数から6人ずつ差し引いた数とします。人口比例でいくと、市川大門町が一番多くなりますので、若干このアンバランスを欠く面もありますので、三珠町14人から5人削減して9人、市川大門町18人からマイナス5人で13人、六郷町12人からマイナス5人で7人、この29人のいわゆる定数自体も、市議会議員定数上限5万人から10万人に該当してございまして、いわゆる南アルプス市らが該当する人数ではないかと思います。

その他、最後に現在の議員数44人で、地方自治法の市会議員定数上限、人口30万人以上50万人に該当する数でありますので、在任特例を適用し2年以内の任期であれば、財政状況の厳しい折、町民からの批判があることも予測されます。

南アルプス市の例を取っても、ご存じのように当初95人でスタートして、1年11カ月の任期でありましたけれども、町民の強い批判があって9月に解散して、4カ月ばかり短縮したわけでございますが、30人の上限を28人に決めたそうでございまして。

今後、検討されることと思いますので、合併による行政のスリム化を、3町の財政状況を踏まえて具体化することが肝要かと思います。

以上、私の意見として出しておきましたので、ひとつご参考に今後の協議の中で・・・。

（要望ですか。の声）

要望です。

議長（水上三珠町長）

ほかに、どなかございますか。

ほかに、この新設合併に対してのご意見ございませんか。

今、立川さんから言われた意見等は、各分科会でまだ結論が出ているわけではないわけですから、その分科会でもって討論するようにという、要望ですから、その程度でおいといてください。

ほかになければ・・・。

（議事進行。の声）

では、次の協議第10号 合併の期日についてをご相談申し上げたいと思います。

事務局で。

事務局（菊島次長）

それでは、まず合併の期日のご説明の前に、お手元に別の本日お配りした中で、A3判の大きい資料なんですけど、合併協議会の協議スケジュール（案）としている、大きい表があると思いますので、こちらのほうを事前にちょっとご説明をさせていただきます。

この協議（案）でございますが、事務局のほうでつくらせていただきまして、調整会議のほうでも、ちょっと説明をさせていただいたところでございます。

まず、表の下のほうに前提条件ということで、下線を引いた前提条件が書いてあります。この表の、まず条件としてつくったものが、平成17年3月末日までに、各町の町議会の議決を経て、山梨県知事に合併の申請を行い、平成17年度中の新町合併をした場合ということで、これを想定した中で、つくったものでありますということでございます。

の1つ目は、合併特例法の改正法が過日、先月の5月19日に参議院を通過しまして、成立をしております。この一部改正の中では、平成17年3月末日までに、県知事に合併の申請を提出して、さらに翌年の平成18年3月末日までに合併をした場合には、現行の合併特例法の各種の規定が適用されるという形で、改正になったところであります。

それから の2つ目ですが、合併の申請から県議会の議決、さらには総務大臣の告示で効力が発生するわけですが、この所用期間がおおむね2カ月以上を見ておく必要があるだろうということ、直近では富士河口湖町の例が、そこに記してあります。

それから の3つ目ですが、最近の合併では、年度の途中で新市、あるいは新町発足の例が多くなっていると。これは年度末を避けた、新市あるいは新町の発足という例が、ここにありますが、これからですけれども、県内の4つの市町で、こんな9月、10月、11月というふうな発足の予定をしております。

4つ目ですけれども、こういった背景には、新町の発足日を決める場合の背景ですが、役場の業務、今で言えば、すべての業務が、この電算システムなしにはできないという時代となっております。この電算システムを3町から1町の新町のシステムに切り替えが必要になるわけなんですけど、この切り替えの関係を、旧町の電算システムをほとんど数秒と言いますが、一瞬のうちに電算システムの切り替えということが、なかなかできませんので、こういった場合には、やはり閉庁になる土曜日、日曜日という休日を間に挟みまして、一般的には発足の日を月曜日、もっと理想を言えば、ちょうど切りがいいような月の1日というような日が、一番理想的ではありますけれども、残念ながら平成17年度でこの条件を満たすのは8月1日が月曜日であると。この月だけあります。

それから の一番下ですが、上の表をつくるにあたっては、月に1回のペースで協議会を行うというふうな形で、4月から翌年1月まで、書いてありますけれども、この中には住民説明会ですとか、そのほか実際に開催できない場合、あるいは協議会ではなくて小委員会だけの開催というよう

な場合もありますということで、お断りを入れてありまして、上の表を見ていただきたいと思うわけですが、16年4月7日にこの合併協議会が設立されたわけですが、すでに2カ月経っておりまして、本日は6月ですから、5月の合併協議会は開催されていないということで、この表にはないのですが、これを順を追っていきますと、7月から8月にかけて、将来構想が出来上がってきますと、これの住民説明会ということで、枠は小さいですが、実際に住民説明会をやりますと、1カ月くらいはここで必要ではないかということが出てきます。

それから、横に長い矢印が4本ほど書いてありますが、合併協定項目の協議ということで、これが10カ月くらいの幅で書いてあるわけですが、もうすでに事務レベルでも協議の作業をしておりますので、4月立ち上げ早々から入りまして、10カ月、来年の1月くらいまでを、この協定項目の協議に費やすと。

その下の段は、新町の名称選定小委員会とありますが、これは新町の名称だけではなく、あるいは事務所の位置の問題ですとか、重い問題はこういった小委員会を、また新たにつくりまして、協議していく必要があるのではないかとということで、これは代表的に新町の名称選定小委員会ということで、約7カ月間の矢印を引いてあります。

4月からあります将来構想、それから8月の半ばくらいから、新町建設計画策定小委員会というのがあるのですが、これにつきましても、こういった期間を要するというので、こういったものをほぼまとめ上げたところで、合併協定書に調印式というような運びになるのが、2月ということになります。

ここで、内容的には調印が済みますと、3月に各町の3月定例会で廃置分合の議決、この議決を済ませたところで、山梨県知事宛てに合併の申請をするというような形で書いてあります。

これまですれば、合併の特例法の一部改正が出ていますので、17年度の合併であっても、特例法のいろんなケースが適用されるということでありますので、6月の県の定例県議会で議決をいただきまして、それから総務大臣への通知ということで告示になり、新町の誕生が9月から11月と、ある程度、幅を持たせた中で、この表はつくってございます。

それから、表の半分から下でありますけれども、これは合併準備ということで、これは事務方の話ではありますが、3つの町が1つになるにあたっては、事務方でもいろいろな細かい作業、事業が出てくるわけですが、まず上の決算関係と予算関係であります。決算関係につきましても、17年4月から線が引いてありますが、これは17年4月から合併までの間は、旧町3町とも17年の暫定予算といいますか、半期の予算の執行、事業の執行等が出てきますが、旧町の決算は出納整理が原則ありません。即日決算となりますので、それに先立って、ある程度、事務的には出納整理期間的な事務で進めていく、そして即日決算をするということで、そんな表になっております。

それから2番目の予算関係につきましても、新町の誕生のために、新町の予算をつくるのは当然ですけれども、旧町の当初予算、17年4月から合併までの半期くらいの当初予算もつくらなければならない。

それから、新町のための物品調度、あるいは申請書類等の印刷のしなおしですとか、そういった事務が出てきます。その様式の検討等もありますので、かなり早い時期からこういった作業が出てくる。

それから例規、電算、それから組織、人事の欄ですけれども、これは9月ころから線は引いてあります。この中では約1年間12カ月の線が引いてありますが、しかし先進例等で聞いてみますと、あまり早い時期から、この例規とか電算、あるいは人事関係は作業ができない。なぜならば各合併協定項目が1つの結論に至ってこない、例えばどこの事業の方式を持って、新しい町の事業とす

るか、例えば税金関係で言いますと、税金の徴収時期を3期で徴収するところもありますし、4期で徴収しているところもあります。それから、早く納めてもらった方に、納付前納付の報奨金制度を導入している町もありますし、すでに廃止した町もあります。そういったものをどうするかというのは、これは協議の中で進めていきます。そういった結論が出ないと、この電算システムの作業に取り掛かれないと。

それから、例規関係についても同じことが言えるということで、先進例等を聞いてみますと、ほとんど合併調印の前後くらいから、この例規、電算の作業も実際に着手をします。言ってみれば、7カ月から9カ月くらいの中で、作業を進めなければならないということで、実際には人事、組織もそうなんです、ある程度、協定の内容が見えてこない、このへんの作業が着手できないということもありますので、実際には1月末、あるいは2月ごろから、こういった作業をしていくということでありますので、新町誕生がそれから十分な余裕を持つとすれば、この9月、11月くらいの新町の誕生というようなことが想定されるという形で、この表をつくってございます。

これを踏まえて、これから協議第10号の合併の期日のほうを説明させていただきます。

事務局（長澤局員）

それでは、協議第10号の説明をさせていただきます。

合併の期日について、調整方針 合併の時期は平成17年秋9月から11月までを目標とする。

なお、合併の期日については、改めて協議することといたします。

合併の期日の決定上の留意事項というところで、そこに5点ほど記載してあります。

上からまず始めに、合併目標日の設定の理由ということですが、そこに4つあります。

1番といたしましては、3町の議会の議決を経てから、総務大臣の届け出、官報に載るまでには相当な期間がかかりますということです。

それから2番目といたしまして、住民サービスや各種事務執行などに、できる限り支障のない時期を想定して、定めることが望ましいと考えております。

3といたしまして、必ずしも特定期日に限られたものではなくというのは、4月1日とか5月1日とかという、そういう日に限らなくてもいいということです。

2番、3番が特に重要ということで、電算システムの切り替えということで、若干お話しをさせていただきます。

電算システムの構築なんですけれども、合併する日を例えば火曜日と設定いたしますと、月曜日の夕方まで、旧町の電算システムを稼動しております。火曜日の朝一で新町の電算システムを稼動させることは不可能ということであります。ですから、先ほど次長のほうでも申し上げましたけれども、金曜日の夜から作業を始めまして、土曜日、日曜日と徹夜の作業をいたしまして、やっと月曜日に稼動できるというようなことが、計算センターの職員のほうから伺っておりますので、なるべく休み明け、連休明けに設定をしていただきたいというように考えております。

また、目標日を設定することで職員、あるいは住民の方々の意識の変化、および高揚につながるためと考えております。

2番目に合併の標準的なスケジュールということですが、合併の1期、2期とございます。

1期が6カ月、2期が8カ月、準備期間として6カ月、計20カ月です。これはあくまでも標準ということですが、20カ月ということは1年8カ月かかります。来年3月まで、どこまでできるかと言いますと、議会の議決を最低でも経なければならないということです。

ちなみに合併準備期間については、峡南中部協議会では10カ月間の期間を予定しております。事務局のほうからは、なるべく準備期間を多くとっていただけるほうがいいというふうに思っ

おります。

それから3番目の決算処理です。法人格を失うという、消滅するというので、出納整理期間はないと。通常ですと3月31日から終わります、4月、5月が出納整理期間ということになりますけれども、合併の場合には即決算ということになるということです。

先進地の事例の話をお聞かせすると、4月1日というのは、なかなかいろいろ立て込むと言いますが、伝票類が多くなるということで、なかなか難しいというようなことを聞いておりますけれども、当協議会については4月1日というのは、私の考えではちょっと無理だろうと思っておりますので、そのへんは考える必要がないのではないかなと思っております。

4番目として町長及び議会の議員の任期ということで、そこに町長、議会の議員の任期を載せてあります。この次のページにグラフ化してあるものが載っておりますので、参考にしてください。

5番目の合併特例法の期限ということですが、平成16年5月19日に参議院で合併特例法の一部を改正する法律が可決されました。あくまでも期限は平成17年3月31日までとなっておりますが、同期限までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定が適用されるということです。18年3月31日までに合併をするということであれば、来年の3月までに知事に申請をしておけば、3月31日でなくても、あと1年の有余があるということになります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

議長（水上三珠町長）

ただ今、合併の期日についてを、ご相談申し上げているわけですが、事務局サイドから、いろいろな要望というか、条件が示されたわけですが、大変、大事な問題でございます。皆さんの活発なご意見をお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

三珠町委員（石川章男委員）

三珠町の石川でございますが、合併の時期が17年秋ということで、示されたわけですが、協議スケジュール（案）が出ましたが、この任意協議会を法定協議会へ移行するには、いつごろを考えているか。なるべく早期に移行していただいたほうが、事務局としてもいいと思うわけですが。

議長（水上三珠町長）

今、合併の期日につきまして、まずお諮りをしますが、ほかに合併の期日につきまして、何か要望、希望、ご意見ございますか。

なければ、事務局サイドでいろいろ詰めて詰めて、このページにありますスケジュールを考えていただいたわけですし、月曜日でないと電算の関係からいっても、非常に仕事が困難であるというようなこと。

それから新法によりまして、来年3月31日までに条件を満たせばいいというような法も出たようでございますが、この合併の期日につきましては、原案どおり秋ということでもいいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、原案どおり9月から10月、11月までの来年の秋ということで、決定をさせていただいて、そのあとそれに基づいて、どうしたら今、石川さんのような案を、どこの期間で相談するか、この会で今日、相談するか・・・。

市川大門町委員（秋山詔樹委員）

座ったままで失礼させていただきます。

市川大門町の秋山です。

原案の中に17年の秋、9月から11月を目標とする、なお合併の期日については、改めて協議するという原案になっておりますので、目標が秋として期日はやはり、このように協議するというようにしておいて、柔軟にしておいたほうが、目標は秋ということでもいいですけども、原案がそうなっていますけれども、そのへんをどういうように計らうか、お願いしたいと思います。

議長（水上三珠町長）

今、秋山さんから目標ということで決定しておくべきか、それとも期日をここで決めるべきかと、こういうふうなご意見・・・。

まだ、期日もありますから、そういうことで、目標ということでもいいですか。

（異議なしの声）

では、原案どおり目標を来年の秋ということで決定して、その準備をお願いしたいと思います。

ほかに何かご意見ございますか。

（なし）

それでは一応、今日の協議事項のほうは、これで全部、一応、皆様のご賛同を得たということで、ここで閉めさせていただきますが、よろしゅうございますか。

（異議なしの声）

ということで、今日、事務局から提案されました、報告事項と協議事項は原案どおりご承認いただくということで、ひとつ拍手をもってご承認をいただきたいと思います。

（拍手）

ありがとうございました。

それで、今の協議会とは一応、切り離しまして、せっかくの機会でございますから、法定協の時期をいつにするかというようなご質問があったようですから、それらについてご意見をちょっとお伺いしたいと思います。

どなたか。

調整会議でこの問題について、大体の腹案があるのですね。ではそれを説明してください、事務局で。

事務局（原川局長）

それでは、ご説明いたします。

法定協への移行につきましては、去る5月13日の運営調整会議におきまして、協議されておりますが、現時点ではまだ、協議会の中では協議できる状況にはございません。

市川大門町委員（青沼茂樹委員）

市川大門の青沼茂樹ですが、先ほど三珠町の石川さんのほうから、法定協にはなるべく早く切り替えるようにやったほうがという意見がありました。

私も大賛成でありますし、今、目標が17年の秋には合併が成立する目標が定められました。その途中でのスケジュールも、ここにたくさん記載されておきまして、事務局も大変だろうと思いますが、一番最終的な合併に向けての準備がある。

例えば、コンピューターのことでありますとか、予算のことでありますとか、大変な準備がたくさんありまして、一般の人たちが一番気になるのは、合併したけれども、その直後、ごちゃごちゃ

して何も動かないではないかとか、そういうことは大変な、行政として辛い部分だと思うんです。  
先ほども事務局のほうから、なるべくその期間を多くとっていただければ、ありがたいというような内容もございました。

したがって、こういうふうに成立するということが、皆さんの協議で決まった以上は、できるだけ早く、次のステップへ入るような、そういったことで、つまり石川さんと同じように、法定協へなるべく早く持ち込んでいただきたい、そういうことを私も思いますので、あえて発言をさせていただきました。

ありがとうございます。

議長（水上三珠町長）

ありがとうございます。

ほかにどなたか、法定協の期日について、ご意見ございますか。

皆さん、できるだけ早く法定協を立ち上げたほうが良いというようなご意見で、まとめていいでしょうか。

（賛成の声）

賛成の声が多いようですから、できるだけ早く法定協を立ち上げたいと、こういうふうにご決定させていただきたいと思いますが、その準備については、議会の議決はいるのですね。

事務局（菊島次長）

法定協につきましては地方自治法、それから合併特例法に基づく協議会ということ、それから知事への届け出等の諸手続きがあるわけですが、もし本日、よろしければ事務局のほうでは、法定協設置にかかる一応、資料等も準備してありますが、委員の皆様のご了解をいただけるのであれば、今、資料のほうをお配りしたいと思いますが。

議長（水上三珠町長）

資料を配ることについて、いいでしょうか。

では、資料の配布をお願いします。

（資料配布）

次の段階で法定協議会へ移行するについて、少し勉強しておきたいと思いますが、事務局から資料をいただきましたので、説明をお願いします。

事務局（菊島次長）

それでは、今お配りした資料につきまして、一通り説明だけさせていただきます。

一応、協議11と、協議番号まで入っておりますが、法定協議会の移行について、という資料をお配りいたしました。

一通り、1ページの朗読をさせていただきます。

現行合併特例法の特例措置が適用される、平成17年度中の合併を目指して、平成16年（日付は除いてありますが）をもって法定協議会に移行する。

法定協議会移行への理由ですが、1番といたしまして、新町将来構想及び新町建設計画の策定をはじめ、合併協議事項全般について責任ある法定協議会において協議するため。

2番といたしまして、市町村合併特例法の期限などを踏まえ、十分な協議期間を確保するため。

3番といたしまして、合併重点支援地域、これは県の指定ですけれども、指定を受け、合併前特例事業の活用を図るため。

4といたしまして、国の合併準備補助金（1町あたり500万円）これの有効活用をするためという理由を付けてございます。

当協議会では、本年4月7日に任意合併協議会を設置しまして、先ほど会長からもお話しがあったように、はや2カ月が経過したところでありますが、事業計画の中にもありましたように、早期の法定協議会への移行が必要ではないかということで、委員さんのほうからも今、ご発言をいただいたところでございます。当協議会といたしましては、これから合併協定項目、先ほど承認いただきました項目に従いまして、この協議、あるいは新町の将来構想の策定作業などにも、意を払っていくわけですけれども、この協議の過程や協議結果を、町民の皆様にご責任を持ってお示しできるよう、本協議会を地方自治法、それから合併特例法に基づく町議会の議決を経た法定協議会とする必要があるのではないかということが、1つの理由でございます。

それから2つ目の理由ですけれども、先ほど来、協議いただきました合併の時期を、合併特例法の経過措置が適用され、なおかつ新町移行がスムーズに行える時期として、17年秋に新町誕生とされたわけですけれども、協定書の調印は17年2月、各町での議決が3月、県知事への申請を3月末までに行うというスケジュールが決まってくるわけです。

例えば、7月に法定協議会を設置しても、調印まで10カ月をきるというような状況になっております。事務的には分科会、専門部会での作業は今、現在、行っているところですが、法定協議会としての協議や協議結果というものが、住民あるいは皆様に対して、大変、重要なことですので、またこの9カ月の中では住民説明会、あるいは意向調査等も必要と考えているところでございます。

責任ある協議をして、十分な議論を尽くして、各町民の皆様とともに、この合併を考えていくためには、日程的にはだいぶ、もう後ろが詰まっているということは、ご理解をいただいていると思います。

3番目の理由ですけれども、法定協議会になりますと、山梨県から合併重点支援地域の指定を受けることができます。この指定を受けますと、合併前の事業にも財政支援措置、これは合併推進債などが用意されておりまして、例えば大きな事業をする場合にも、有利な起債等が起こせるということになっております。これに充てられるのは、広域的な道路整備ですとか、合併までに必要な庁舎、あるいは議場の整備などが考えられるわけです。

4番目の理由といたしましては、当任意協議会の平成16年度予算で申しますと、県からの補助金300万円と、各町から負担金500万円をいただきまして、負担金1,500万円、併せて1,800万円で運営しているわけですが、これを法定協議会に移行しますと、合併準備補助金として1町当たり500万円が国から補助されるわけです。

1回限りではございますが、3町合わせて1,500万円、支出項目、どんな形で使うかということであれば、考えられますのは電算システム一元化の構築、あるいは例規の立案など、早急に対応しなければならない、各種事業に活用できるというふうに考えております。

以上、法定協議会への移行の理由という形で、説明をさせていただきました。

あと2ページ以降は、これは議会の議決の添付資料となります規約(案)それから法定協議会になりますと、どのくらいの予算規模の団体になるのかということで、予算の概要(案)でございますがそれも添付してございます。

説明は以上でございます。

議長(水上三珠町長)

ただ今、法定協議会への移行についての説明がございましたが、先だつての調整会議の説明が、事務局長からちょっとありましたが、できるだけ早くということで、6月か7月に議会のほうで、一斉に議決してほしいというような形で、まとめたような記憶があるのですが、いいですね、間違

いないですね。

そういうようなことで、今日ここでもって、幾月から切り替えるということも、議会等も尊重しなければなりませんし、一応、できるだけ早く切り替えてもらいたいということも、今日は要望を入れておいて、そして3町ですぐ6月議会がありますから、6月議会はご承知のように、大変、期間がバラバラのようでございますから、これは別々で決めるより、一緒に決めたほうがいいですよ

ね。

市川大門町委員（秋山詔樹委員）

市川大門の秋山です。

運営調整会議のときは、できればなるべく早めの、3町がその議会の中で、協議したら1番いいかなというような、3町長さんの意向の中で話が出されまして、それで各単町に特別委員会があるわけですから、特別委員会にもやはり我々としたら諮って、コンセンサスを得て、やはりしたほうが1番ベターではないですかというようなことの中で、6月の議事を踏まえる中で、いくら遅くても7月早々というくらいの期限の中でしたらどうですかと、どっちでも1カ月くらいのものですよ。

そうして、やはり特別委員会もあるのですから、やはり各町にもあると思うんです。やはりそういう人たちに、コンセンサスを得た中で、やはり皆さん同意の中でしたほうがいいではないですかという、そういう方向で調整会議が終わっていると思いますので、そのへんを考慮してやっていただきたいと思います。

議長（水上三珠町長）

今、話がありましたように、議会のほうへ相談をしなくて、ここで決めてはいけないというような気持ちもあるようですから、6月議会中に特別委員会等を開いて、ご相談をいただいて、7月早々できるだけ早く決定して、法定協議会へ移行するというところだけを、確認したいと思いますが、いいですか、このへんで。

（異議なしの声）

では、そういうことをご承認いただきたいと思います。

事務局（原川事務局長）

ありがとうございました。

次に、次第4のその他に入りますが、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

（ な し ）

議長（水上三珠町長）

なければ、ここで議長を降ろさせていただきます。

ご協力、ありがとうございました。

司会（原川事務局長）

それでは、閉会のあいさつを当協議会副会長の久保市川大門町長からお願いいたします。

久保市川大門町長

本日は、ご苦労さまでございました。

会議が始まる前に六郷町を見させていただきました。

いつも思うのですが、それぞれ町がそれぞれの特色ある町づくりを、一生懸命なさっているなという感じがして、本当に今日は参考になりました。

また、いつも三珠町も先日、ぼたん祭りに六郷の町長さん、私がお招きをいただきまして、そして案内をしていただきまして、本当にまちづくりがそういう形でされているなと思っております。

市川大門町もまさしく同じようでございます。

こうしてテーブルにつかせていただいて、今日は報告第7号、第8号、それから協議第6号から10号まで、それから11号が法定協移行についての説明もございました。最終的には、法定協への移行を7月上旬を目標にしていくということが確認されました。この間、各町、合併等の特別委員会がございますから、十分、議会でご協議をいただき、7月上旬に法定協に移行できますように、格段のご理解とご協力をいただきたいと思います。

合併するまでに、相当なエネルギーが必要になりますけれども、どうか、力を合わせて頑張っていきたいと思います。

本日は、誠にご苦労さまでございます。

司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第2回任意合併協議会を終了させていただきます。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時30分

第2回 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会 出席者

平成16年6月3日

【三珠町】

水上末雄  
青木達雄  
八木勝  
有泉嗣男  
石川章男  
有泉勝廣  
樋口富一

【市川大門町】

久保眞一  
河西常元  
石原一元  
秋山詔樹  
一瀬絲子  
青沼茂樹  
波多博  
立川貴

【六郷町】

遠藤幸利  
望月正文  
依田洋澄  
有野健司  
樋口良水  
河西満治  
渡邊アヤ子